

東京清陵会会則(令和3年改訂)

(名称・会員)

- 第1条 本会は、東京清陵会と称する。
- 2 本会の会員は東京及びその近県に在住する諏訪清陵高等学校及び旧制諏訪中学校の同窓生とする。
 - 3 東京及びその近県以外に在住する者であっても、本会の活動趣旨に賛同する同窓生は会員とする。

(目的)

- 第2条 本会は会員間の親睦をはかり、あわせて同窓会支部としての活動を行う事により母校との関係を密接にすることを目的とする。

(事務局)

- 第3条 本会事務局を東京またはその近県に置く。

(役員)

- 第4条 本会は次の役員を置く。
- | | |
|-------|---------|
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 5名以内 |
| 事務局長 | 1名 |
| 事務局次長 | 10名以内 |
| 常任幹事 | 30名以内 |
| 監査幹事 | 2名 |
| 会計幹事 | 若干名 |
| 学年幹事 | 各期代表若干名 |
- 2 会長、副会長、事務局長、事務局次長、監査幹事及び幹事は総会において選任する。
 - 3 常任幹事及び会計幹事は、幹事の中から会長が指名する。

(役員役割)

- 第5条 会長は会務を総理し、本会を代表する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が定める順序により、会長に事故ある時はその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
 - 3 事務局長は、会長の定めるところにより本会の事務を処理する。
 - 4 監査幹事は、本会の会計及び財産の状況を監査する。

- 5 会計幹事は、会長の定めるところにより本会の会計に関する事務を処理する。
- 6 幹事は、本会の業務に参画する。

(役員任期)

- 第6条 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員により就任した役員任期は、前任者又は他の在任者の在任期間と同一とする。

(顧問)

- 第7条 本会に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、本会の運営に関し、会長の諮問に応じて答申し、又は会長に意見を具申する。

(議決機関)

- 第8条 本会に次の議決機関を置く。
総会、幹事会

(総会)

- 第9条 本会は、毎年1回総会を開催する。
- 2 次の事項は、総会の議決を経なければならない。
 - 一 会則の変更
 - 二 毎年度の事業報告及び収支決算
 - 三 毎年度の事業計画及び収支予算
 - 四 解散及び残余財産の処分
 - 3 総会の議決は、出席者の過半数による。
 - 4 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(幹事会)

- 第10条 幹事会は、会長が認めた場合に招集し、会の運営に関する事項を審議する。
ただし、必要に応じて総会に替えて審議決定することができる。

(常任幹事会)

- 第11条 常任幹事会は、会長、副会長、事務局長・同次長、常任幹事、会計幹事をもつて構成し、会長が必要と認めた場合はこれを招集し、総会、幹事会に討議する諸案件、その他重要事項を立案する。
ただし、緊急を要する事項がある場合は幹事会に替えて議決することができるが、

次回の幹事会にその報告をしなければならない。

(事務局会議)

第 12 条 事務局会議は、会長が必要と認めた場合に招集し、幹事会、常任幹事会に討議する諸案件、その他重要事項を検討・立案する。

(経費)

第 13 条 本会の経費は、会員の会費及び賛助金等をもってこれに充てる。

(会計年度)

第 14 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

2 本会の会計に係る帳票類の保存期間は当該会計年度の終了後 5 年とする。

(細則)

第 15 条 本会の運営に必要な細則は、幹事会の議決を経て、別に定めることができる。

附則

平成 5 年 10 月 22 日 制定 (東京支部会則から東京清陵会会則に変更)

平成 10 年 10 月 16 日 一部改訂

平成 12 年 10 月 20 日 一部改訂

平成 22 年 10 月 15 日 一部改訂

平成 29 年 10 月 1 日 一部改訂

令和 3 年 10 月 3 日 一部改訂